



**耕作放棄地で食料エネと産業生活エネを
クリエイトする**

目次

1. はじめに
2. 農林水産省の論ずる安全保障の理由
3. 日本のエネルギー自給率のアンバランス
4. 世界の食糧自給率とエネルギー自給率
5. 食料エネルギーの売上と生活エネルギーの売上
6. 作物足りて食も食糧とならず
7. 農地法と農地の種類
8. 農地転用
9. アグリソーラー(ソーラーシェアリング)と農林水産省プレスリリース
10. まとめ

1. はじめに

先の大戦を契機とし、ナイロンの発明を転機として日本の基幹産業であった養蚕業は転落した。終戦後の昭和24年には、すべての畑の約35%を占めていた桑畑が今はほとんどなくなっている。

日本における田畑の割合は昭和30年代から6対4であるから、残存する桑畑を引くと一割を優に超す農地が放棄されていることになる。わずかな残存する桑畑と耕作放棄地が10%強で残存桑畑を3%強とすると数字的には符合する。これが統計の上の耕作放棄地であるとするべきではなかろうか。するとこのかつては蚕の餌、つまり工業製品の原料供給田(ナイロンで言えば油田)が不必要となり放棄されたということになる。

つまり日本の耕作放棄地とは嘗ての工業製品生産基地の廃墟なのである。しかしこの廃墟が農水省の管轄であったことが問題を固定化してしまった。この問題は戦後ひもじい思いをした国民がそれを食料ロジスティックの問題と捉えず、食料生産の問題だと誤解していたことも原因となっている。

農地を使った工業を、農地を使った農業に転換させるという農水省の考えが生まれたのだが、そこで食料安全保障の論理が生まれたが、食糧を運搬する産業生活エネルギーの安保論理が欠落している。

2. 農林水産省の論ずる安全保障の理由

食料は人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。したがって、国民に対して、食料の安定供給を確保することは、国の基本的な責務です。

減反

食料安全保障とは

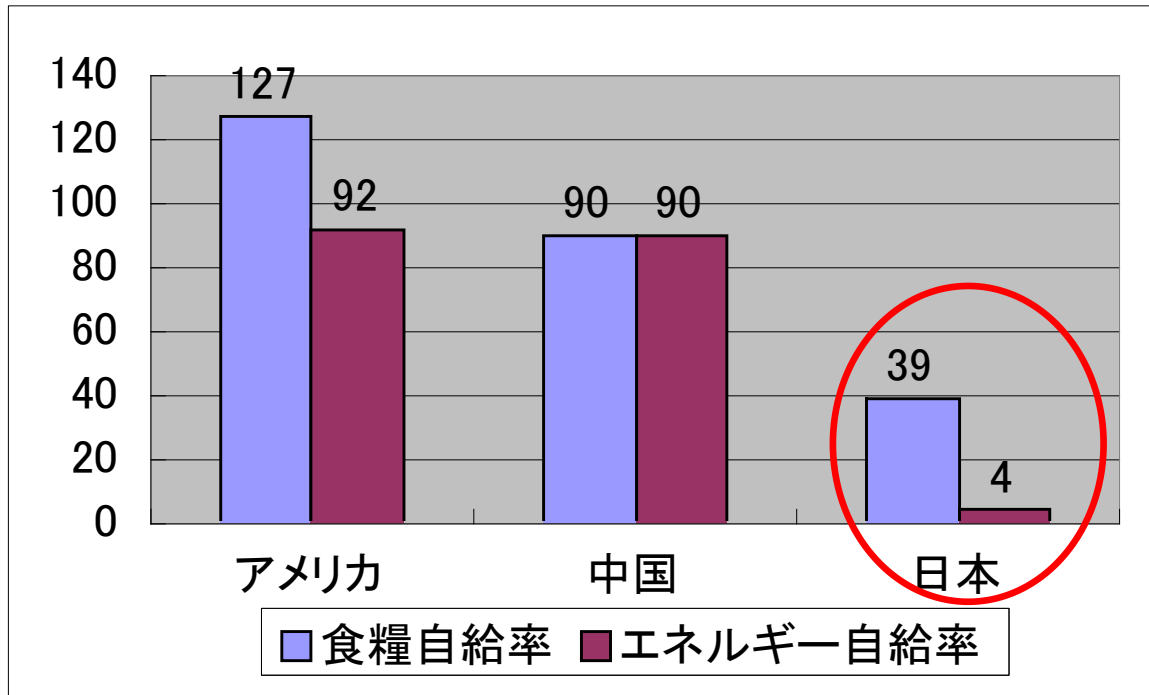
食料の多くを輸入に頼っている日本では、国内外の様々な要因によって食料供給の途絶が生じる可能性があり、食料の安定供給に対する国民の不安も高まっています。しかし、そういった予想できない事態が起こった際にも食料供給が影響を受けずに確保できるように準備しておかなくてはなりません。

食料安全保障とは、このように予想できない要因によって食料の供給が影響を受けるような場合のために、食料供給を確保するための対策や、その機動的な発動のあり方を検討し、いざというときのために日ごろから準備をしておくことです。

食生活の変化

資料：農林水産省「食糧安全保障とは」

3. 日本のエネルギー自給率のアンバランス



アメリカ資料:

農林水産省「食料需給表」

平成27年8月

中国資料:

日系ビジネス2014年1月15

日

中国が抱えるもう1つの時

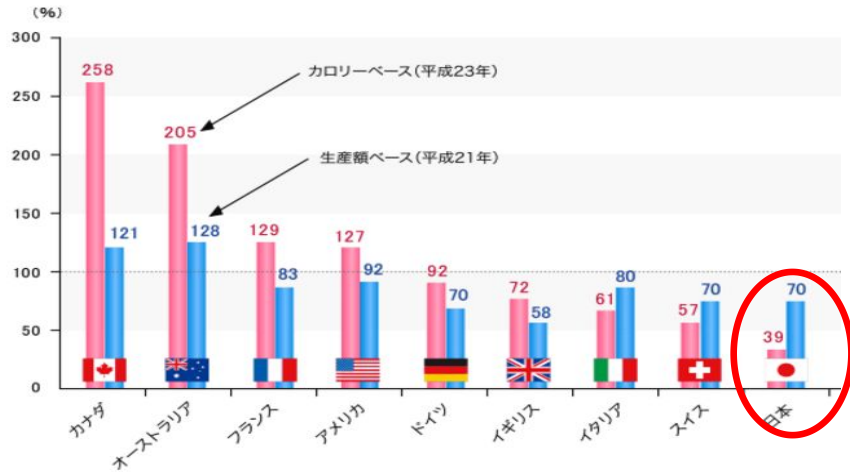
限爆弾「食糧問題」

日本資料:

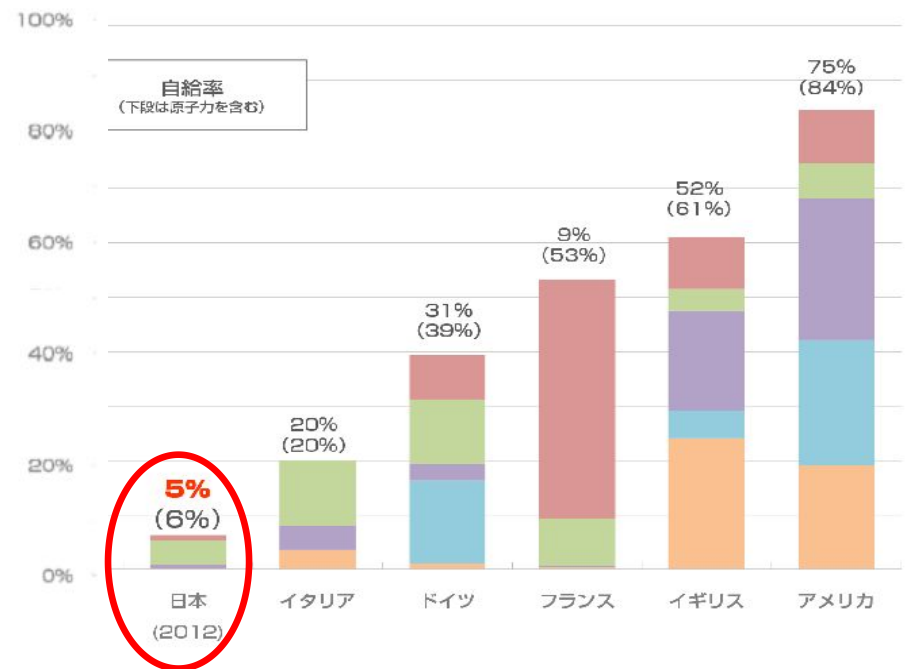
食糧自給率:アメリカ同様

エネルギー自給率:

4.世界の食糧自給率とエネルギー自給率



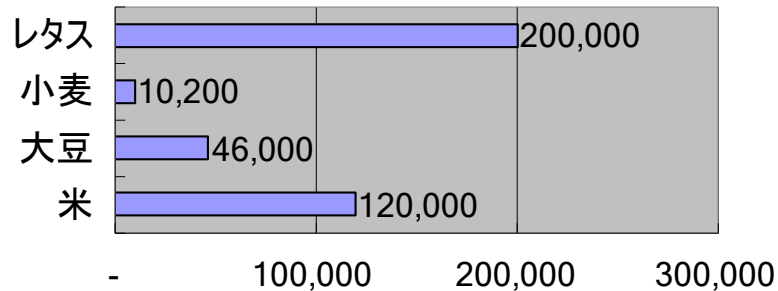
資料:農林水産省「食料需給表」
平成27年8月



資料:電気事業組合会
「日本はエネルギー資源に乏しく、
周囲を海に囲まれている」
更新年月日不明

5. 食料エネルギーの売上と生活エネルギーの売上

野菜売上詳細



小麦、大豆、レタス資料:

梨北農業調べ

レタス資料:

北杜市須玉町有井正光農園調べ

単位:円

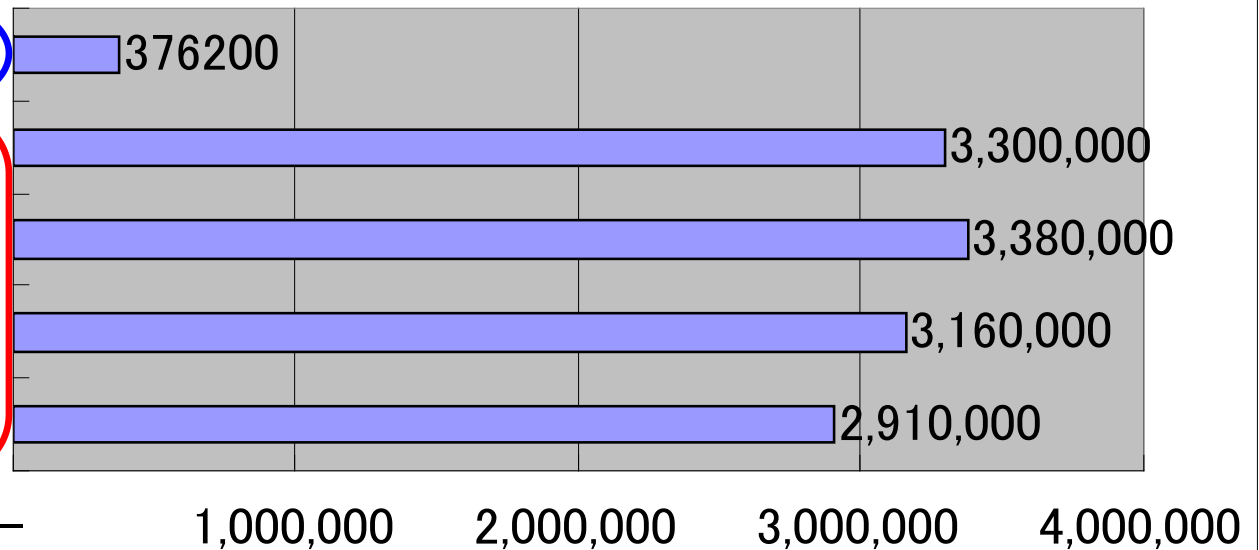
農作物

①明野調整池54.0kw

②明野H地区54.0kw

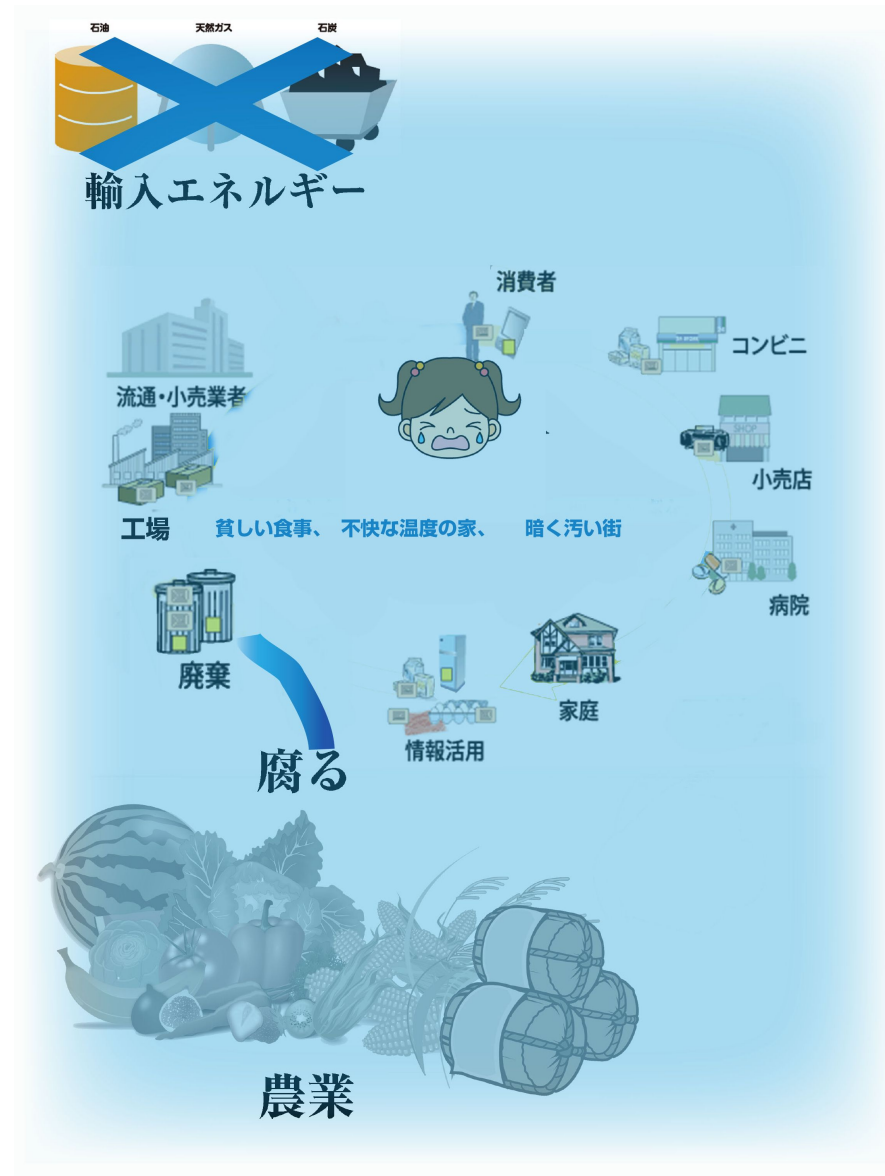
③あさひ2 54.0kw

④あさひ54.0kw



1年の売上額

6. 作物足りて食も食糧とならず



7. 農地法と農地の種類

農地の種類

区分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可(市町村が定める農用地利用計画において指定された用途(農業用施設)等のために転用する場合、例外許可)
甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(8年以内)等、特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法の認定を受け、告示を行った事業等のために転用する場合、例外許可)
第1種農地	10ヘクタール以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法対象事業等のために転用する場合、例外許可)
第2種農地	鉄道の駅が500m以内にある等、市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	鉄道の駅が300m以内にある等、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

8. 農地転用

3条(権利移動)



売却・賃貸

農業委員会
の許可



市街化区域内の場合の特別
なし

4条(転用)



転用

原則: 知事
例外: 農4ha超の時は
農林水産大臣
の許可



市街化区域内の場合の特別
農業委員会に届出でOK

5条(権利移動+転用)



売却・賃貸
転用



市街化区域内の場合の特別
農業委員会に届出でOK

アイサポート総合法律事務所の画像を許可を得て使用

9. アグリソーラー(ソーラーシェアリング)と農林水産省 プレスリリース

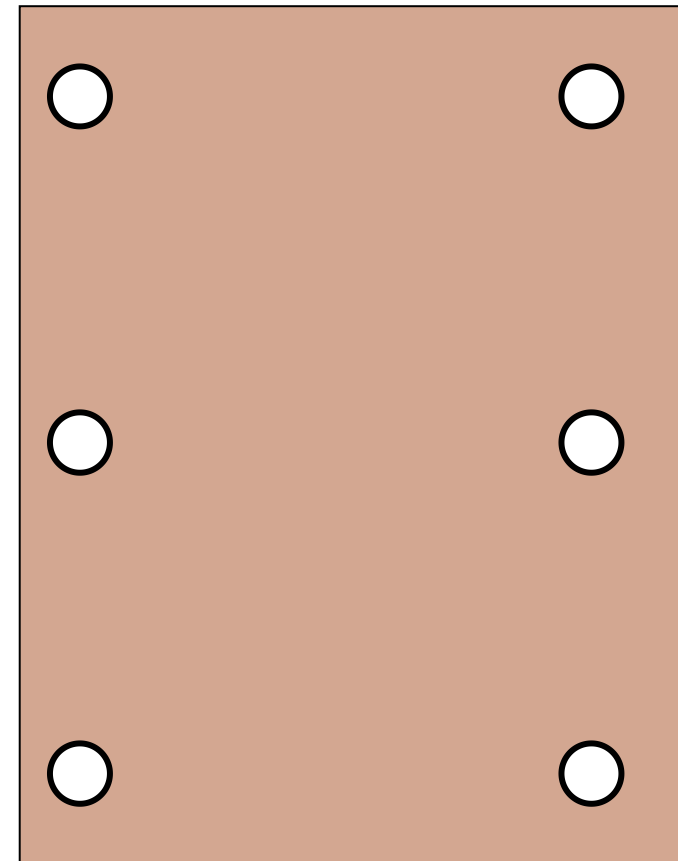
農林水産省のプレスリリース
別紙

ソーラーパネルの下で農業をする。



一時転用制度の活用

支柱の部分だけ転用



部分転用

10. まとめ

政府は減反政策をいまだに実施して、かつて約70%あった自給率を39%に押し下げた。一方生活産業エネルギーの自給率は4%で、食物エネルギーが39%あっても、有事には食料の運搬や煮炊きすらできないことになる。日本は先の大戦以前から石油不足になると破たんしてしまう国家である。戦後も石油ショックは二度あったが、食料ショックはいまだかつてない。各都市や地方地方では深刻な食糧不足を経験してきたが、それは農産物の過不足を補い合うロジスティックの未発達に起因する。戦後、東京に食料がなかった時も農村には米があった。日本のアキレス腱は生活産業エネルギーの自給率にある。農水省はかつてのバイオ原料供給地であった桑畑(農地法施行以前は土地利用は自由であった)を生活産業エネルギー向上のための土地として開放し、CO2問題にも寄与すべきである。